女性の活躍に関する情報公表について

令和6年3月
学校法人二本松学院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64条）（以下、「女性活躍推進法」という。）第20条第1項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第19条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

◆労働者に占める女性労働者の割合

- ・教員　　22．5％
- ・事務職員　　53．2％
- ・全教職員　　29．0％

※上記は、令和6年2月1日時点の数字です。